

## 相模原市契約規則第26条の2の規定に基づく随意契約をする場合の手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、相模原市契約規則第26条の2の規定に基づく随意契約をする場合の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(発注見通し等の公表)

第2条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約の締結を所管する課長(以下「契約所管課長」という。)は、次年度に発注を予定する概ね1月前までに、予定する契約内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準を記載した書類を契約課長に提出しなければならない。

2 契約課長は、前項に規定する書類を受けたときは、速やかに相模原市ホームページ及び契約課で公表するものとする。

3 契約所管課長は、第1項の規定により提出した内容に追加、変更等があったときは、速やかに契約課長に報告するものとする。

(契約締結状況の公表)

第3条 契約を締結した後について、契約所管課長は、契約課長に対して、速やかに契約内容、契約の相手方及び相手方とした理由、契約金額等を記載した書類を提出しなければならない。

2 契約課長は、前項に規定する書類を受けたときは、速やかに相模原市ホームページ及び契約課で公表するものとする。

附則

この要領は、平成20年3月26日から施行する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。